

内閣参質一六八第九二号

平成十九年十二月二十五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

参議院議長 江田 五 月 殿

参議院議員藤末健三君提出年金記録問題検証委員会報告書と情報システム事業者の責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出年金記録問題検証委員会報告書と情報システム事業者の責任に関する質問
に対する答弁書

一について

御指摘の報告書の内容については、年金記録問題検証委員会における株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対するヒアリングによって確認されたものであり、お尋ねの指示に係る文書が保管されているわけではない。

二について

御指摘のような催促が行われたかどうかについては、社会保険庁に記録が残されておらず、また、同庁から株式会社エヌ・ティ・ティ・データにも確認したが、同社においても明らかではないため、お答えすることは困難である。

三及び四について

社会保険庁としては、現時点においては、御指摘の不備データの発生の原因を確定できないため、これについて株式会社エヌ・ティ・ティ・データに責任があったかどうか、また、同社に対して賠償を求める

ことができるかどうかについて、お答えすることは困難である。